

定年引上げ等奨励金(70歳まで働ける企業奨励金)制度のあらまし

I 中小企業定年引上げ等奨励金

常用被保険者数300人以下の事業主が、60歳以上65歳未満の定年を定め、平成19年4月1日以降就業規則等により、65歳以上への定年引上げ、定年の定め廃止を実施した場合に、その経費として一定額が支給されます。また、70歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止を実施した場合には、上乗せして支給されます。

支給額

奨励金は、定年引上げ等の導入に要する経費として、企業規模(実施日において当該事業主に雇用される常用被保険者の数)に応じて、次表に定める額を1回に限り支給されます。

企業規模 (常用被保険者数)	支給額(単位:万円)	
	65歳以上への 定年引上げ	70歳以上への定年引上げ又は、定年の定め廃止
1～9人	40	80(上乗せ額を含む)
10～99人	60	120(上乗せ額を含む)
100～300人	80	160(上乗せ額を含む)

新規創業の事業主を支援します ～助成金活用で雇用の受け皿作りを～

地域創業助成金

サービス業等を創業し、求職者を雇用することにより地域に貢献する法人・個人事業者に対し、地域創業助成金を支給します。

支給要件等

- ①サービス10分野(全国的に指定)又は地域重点分野(地域によって異なります)の事業を行うこと。
- ②労働者を2名以上(内1名は非自発的離職者)雇用すること。

支給される額

- ※新規創業支援金(創業経費の支援) 創業から6ヶ月以内に要した経費の1/2(支援限度額:500万円)
- ※雇入れ奨励金(雇入れの支援) 創業から平成20年3月31日までに非自発的離職者を雇入れた場合1人当たり30万円

地域創業助成金の終了のお知らせ!!

平成20年3月31日で事業が終了となりますので、下記の創業雇入れ期限及び支給申請期限にご注意下さい。

◇創業及び雇入れ期限

平成20年3月31日までの創業及び雇入れ

◇支給申請期限

対象となる労働者を雇い入れた日の3ヶ月後から起算して1ヶ月以内。ただし、法人等の設立の日から7ヶ月を経過する日までは支給申請ができます。(7ヶ月を経過する日が平成20年7月31日を超える場合は、平成20年7月31日までとなります。)

◇地域貢献事業計画申請期限

法人の設立又は個人事業の開業後、6ヶ月以内。ただし、平成19年12月31日以降の創業に係る地域貢献事業計画書の申請期限は、平成20年6月30日までとなります。

注)期限をすぎた場合は受理できませんのでご注意ください。